

令和5年2月に判明した事務処理誤りの概要と対応

システムへの入力遅延による保険給付金額等の誤り（5件）

- 令和5年2月6日、保険給付金額誤り（傷病手当金追加支給）3件、保険証の未発行1件、資格喪失後受診に係る療養の給付の不支給決定漏れ1件、合計5件の事務処理誤りが判明しました。いずれも、システムへの入力が遅延していたことが原因です。

保険給付金（傷病手当金）の追加支給を行う等、必要な対応を行うとともに、加入者様、船舶所有者様に事情を説明のうえお詫びし、当事案についてご了解をいただきました。

今後、システム入力の結果を確認する際は、確実に確認を実施いたします。